

第1日目（11月18日）

○議 長（塩谷寿雄君） こんにちは。ただいまから令和4年第2回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、川辺きのい君、梅沢道男君、寺口友彦君、桑原圭美君、小澤実君、岡村教育長、片桐代表監査委員から欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。

〔午後1時30分〕

○議 長 本日の会議は、議事日程（第1号）といたします。

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号18番・牧野晶君及び議席番号21番・黒滝松男君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。本臨時会の会期は本日11月18日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日11月18日の1日間と決定いたしました。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、報告第7号 所掌事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 ご苦労さまです。傍聴の皆さんも本当、お忙しい中ありがとうございます。

それでは、議会運営委員会に付託されました継続調査についてご報告いたします。調査事項は本日開催の令和4年……

○議 長 委員長、マスクをしたままお願いします。

○塩川議会運営委員長 令和4年第2回南魚沼市議会臨時会の運営についてであります。

期日は、令和4年11月8日火曜日。委員の出席状況は7名全員出席。正副議長からも出席いただきました。

調査の内容ですが、執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、令和4年第2回南魚沼市議会臨時会の付議事件の概要、会期及び議事日程等の議会運営について事務調査を行いました。ほか、新型コロナウイルス感染症の予防対策について意見統一をいたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌事務に関する調査の報告について（継続調査）を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は委員会付託を省略いたします。

○議 長 日程第 5、第 22 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 22 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号））につきまして、9 月 30 日付で専決処分といたしましたのでご説明を申し上げたいと思います。

本補正予算につきましては、次の 3 点につきまして、緊急に財政措置を行う必要があるということから、専決処分としたものであります。

1 点目は、国において低所得世帯に対して 5 万円の給付金の支給が決定したということから、対象者に迅速に支給するためにシステム改修や案内の発送など、これら早急に準備に取りかかるという必要性があり、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に係る費用を計上したところであります。

2 点目は、秋以降の新型コロナワクチンの追加接種に係るものであります。国において、オミクロン株対応ワクチンの対象者、また接種間隔などについて方針が取りまとめられたということから、令和 4 年中に全接種対象者がオミクロン株対応ワクチンを受けられるよう速やかに接種体制の準備を進め、早期の接種開始に向けて関係予算を計上したものであります。なお、接種体制確保に必要な費用については、引き続き全額を国が負担するというものであります。

接種方法は、医療機関による個別接種、そして五日町雪国スポーツ館での集団接種を併用して実施するものであります。

また、オミクロン株対応ワクチンの接種に当たりましても、医師会の皆様方からのご協力がなければ成し遂げることは困難であるということから、引き続き最大限のご協力をいただいて、市民が安心して接種を受けられる体制整備に努めたいと考えまして、接種協力金を計上したものであります。

なお、接種協力金に要する経費については国費の補助対象外となっておりますが、財政調

整基金を繰り入れて対応するということといたしました。

3点目は、生活者支援はもとより、さらなる消費需要の喚起による市内経済の活性化、また社会経済活動の再開、発進等の後押しに有効であると判断しまして、第2弾となる市民向けプレミアム付商品券の追加発行に係る費用を計上しました。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の残額のほか、新たに創設されました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の一部を活用して実施するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ6億1,534万8,000円を追加し、総額を358億5,820万7,000円としたものであります。

なお詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 では、第22号報告につきまして説明申し上げます。本報告は、地方自治法第179条第1項により専決処分を行いまして、同条第3項に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

事項別明細書でご説明申し上げます。10、11ページ、2の歳入からお願いいたします。最初の表、14款1項2目衛生費国庫負担金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金（秋開始接種分）は、接種体制確保に必要な費用につきまして、引き続き全額を国が負担するとされていることから、ワクチン接種に直接関わる経費を対象とした負担金でございます。

2番目の表、14款2項国庫補助金、1段目、1目総務費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、緊急に支援策を実施するための財源としまして、原油価格・物価高騰対応分の残額7,244万8,000円のほか、新たに創設されました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の一部955万2,000円、合わせて8,200万円を充当するものでございます。

2段目、2目民生費国庫補助金、説明欄、子育て世帯等臨時特別支援事業事業費補助金は、低所得世帯に対する5万円の給付金支給の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に対するもので、その下の事務費と合わせまして全額が国から交付されるものであります。

3段目、3目衛生費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金（秋開始接種分）は、ワクチン接種会場の整備や運営に対するものであります。

最後の表、18款2項1目財政調整基金繰入金は、市民が安心して接種を受けられる体制整備に当たり、実施医療機関に最大限のご協力をいただきたく、4回目の接種に引き続き接種協力金を支給することとしたもので、先ほどの市長説明にもありましたが、この経費は国費の補助対象外であることから、財政調整基金を繰り入れて対応するものでございます。

続いて12、13ページをお願いいたします。3、歳出です。最初の表、3款1項1目社会福

祉総務費、説明欄丸、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、電力・ガス・食料品等価格高騰に対する生活困窮者支援策としまして、令和4年度住民税非課税世帯、及び令和4年1月以降に収入が住民税非課税に相当する水準まで急減した世帯に対する1世帯当たり5万円の支給に係る経費で、1行目から下から2行目までが、給付に要する事務経費の内訳でございます。

一番下の行、19、価格高騰緊急支援給付金は、非課税世帯分4,600世帯、家計急変世帯分50世帯と見込んだ給付金の計上でございます。

2番目の表、4款1項4目予防費、説明欄丸、予防対策事業費は、オミクロン株対応ワクチン接種の実施に当たりまして、既存のワクチン接種の実施期間も令和4年度末まで延長する通知があり、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業（令和4年秋開始接種分）としまして必要な費用を計上いたしました。

接種方法は、医療機関による個別接種と五日町雪国スポーツ館での集団接種を併用した、これまでの実施体制、ノウハウを最大限に生かした中で速やかに実施するために、個別接種の委託経費及び集団接種に係る医師、看護師等の人件費のほか、会場整備や接種券の発送に係る経費などを計上いたしました。

主な項目といたしまして、2行目、1、任用職員報酬は、秋以降接種に係る医師、看護師等の人件費。3行目、3、常勤職員手当等は、集団接種会場及びワクチン対策室等の職員の時間外勤務手当など。

上から6行目、7、小児接種協力金は、5歳から11歳を対象にした分。その下、7、接種協力金は、12歳以上を対象にした分。その下、7、乳幼児接種協力金は、生後6か月以上4歳以下を対象にした分でございます。いずれも接種1回当たり1,000円を支給するものでございます。

続いて14、15ページ。上から5行目、12、各種業務委託料は、タクシー配車手配業務の委託料及び医療従事者用昼食等発注業務の委託料。その3行下、12、電算システム改修等業務委託料は、予約システムに係るシステム改修費。その2行下、12、予防接種委託料は、個別接種を行う医療機関に対する委託料でございます。その2行下、12、ワクチン接種常設会場誘導業務委託料は、集団接種会場における誘導業務を委託する経費。その2行下、13、会場借上料は、集団接種会場の借上げ分でございます。その下、13、タクシー等借上料は、秋以降の接種に係る接種会場への往復の交通手段確保が困難な方々のために、タクシーの借上げを行う経費の計上でございます。

最後の表、7款1項2目商工業振興費、説明欄、18、プレミアム付商品券事業補助金は、6月補正で議決いただきました、令和4年度第1弾として実施している市民向けプレミアム付商品券の第2弾としまして、追加販売に必要となるプレミアム分8,200万円を増額計上するもので、市民1人1冊の販売となります。

以上で、第22号報告の説明を終了します。

○議 長 コロナ禍ということもありますので、質問者も簡潔明瞭に、答弁者も簡潔

明瞭にお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 4点ほどお願いいたします。まず、プレミアム付商品券事業補助金に関してなのですが、専決処分する際は、地方自治法第 179 条で議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときとなっておりますが、今回の追加発行分に関しては、議会を招集する時間的余裕がない緊急性があったかどうかについてお尋ねします。

2 点目ですけれども、8,200 万円の算出根拠を——1 人 1 冊の場合は 8,200 万円にならないので、8,200 万円というのがどういうふうな算出根拠で、事務経費が幾らぐらいで、印刷が幾らぐらいで、実際に券の支援金は幾らぐらいと算出されたのかをお尋ねします。

3 点目ですが、9 月 30 日に専決処分されております。1 回目が 8 月 1 日に始まり、9 月 30 日に追加が必要だと思われたと思うのですが、1 回目の販売が開始されてどういった——売上げがこれぐらいあったからこれは追加が必要だと思って、どういった経緯で追加販売を決めることになったのか、お知らせください。

4 点目ですけれども、コロナワクチンのほうなのですが——これはすみません。秋以降分という話ですけれども、一応、全市民対象、5 万 4,000 人対象ということで、その前提で聞きます。接種協力金が子供を合わせて全部で 4,270 万円ということは、4 万 2,700 人を対象に接種協力金が算出されております。そうするという事は、個別接種に大体 8 割ぐらいの市民が行き、大体 2 割ぐらいが集団接種に行くという想定でやっているのかどうか、まずその 1 点を確認させてください。お願いします。

○議 長 答弁。

産業振興部長。

○産業振興部長 1 点目の専決の緊急性というお話をさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、内容の検討については 9 月の議会の最終日あたりからちょっと着手した経過がございます。そうした中で実際に検討を始めたのは 9 月下旬に入る頃なわけです。その中でどういう事業を展開するかの中で焦点が 4 つありまして、1 つについては、皆さん分かっているかもしれませんが、ウクライナの危機によるカントリーリスクが 1 点。その中で物価それから原料費等高騰、ほとんどあらゆる生活用品が高騰しているというのが 1 点。あとはそうした中でやはり年末年始に向かって非常に各家庭の皆さんは購入されたり、物入りになる時期になるのではないかとということで、そこに何とか間に合わせたいというのが 1 点ありました。

あと、逆に交付金の使用についてですが、交付金の使用は、今回のこれについては 3 月末で全部国への報告を終わらせなければいけないというケツが決まっているのが 1 点。それから協議会のほうで換金等、事務を行っていますけれども、その中に商工会さんが入ってしまっていて、商工会さんは確定申告が入ってしまうと 2 月以降はもう確定申告業務で人的にも手数、それから業務量も膨大になってしまって、その事務に取りかかれないという実態がありまし

た。そうしたことから1月末までの使用を何とか決めている中で開始を——早めに皆さんの手元にお届けしたいというところに至ったときに、やはりそこについてはなるべく——発行までというのはどうしても1か月ぐらいかかりますので、頑張っても11月1日から皆さんの手元に、使える状態にするためにはできれば10月1日までにはこれを実際執行なり動ける状態にしたいということで、9月中に緊急的にお願いして専決ということになりましたので、そのために、これは緊急性ということで議会にちょっとお諮りできなかったということでございます。

以上です。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 それでは、黒岩議員の2点目の質問、8,200万円の根拠についてですが、当初分につきまして10月末までの執行見込みの販売冊数を7万5,000冊、2億2,500万円と想定しました。あわせて、今回、追加販売の際に係る想定の実行冊数についてですが、8月末の市内の5万4,000人の75%が購入し、4万500冊分、1億2,150万円を見込みました。現在の予算額3億円と比較して、不足分の8,200万円分を補正予算計上させていただいたものでございます。事務費については現予算内で収まる想定となっております。

続けて、議員3つ目のご質問でございますが、何で9月30日だったのかということですが、担当課としましては、先ほど部長も答弁しましたが、10月1日以降、また様々な物価の上昇が見込まれるという報道もありました。なるべく早く、物価高騰対策として市民の皆様に対して販売ができるようにすることがまずは必要と考えました。そのような中、11月1日からの販売を念頭に、販売の準備などについては1か月程度かかると判断して、なるべく早く執行ができるように要望していったものでございます。

また、売行きがよかったということでございますが、8月同時期を見てみますと、最初の1か月程度の同時期を見てみますと、去年よりは10%よかったという数値となっております。また、昨年と世帯当たりの購入枚数が違うため、単純な比較は難しいですが、当初分の購入といたしましては、令和3年度、去年の5万7,767冊に対して、およそ20%アップの6万9,425冊を当初分として売り上げております。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今ほど担当課の説明のほかに、9月30日の——3番目のご質問の関係なのですけれども、いわゆる市民の皆さんへお知らせするというのが一番重要になってくるわけです。11月1日の市報に掲載というのが考えられまして、その記載の締切りといえますか、そういったものが9月末だったということで、専決をしないと当然それが掲載に向かいませんので、そういった日程的なものがございました。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 協力金の算定の根拠です。こちらにつきましては、集団接種の会場の予

約枠を算出しまして、それを積み上げました。そこから総人数を引いたということで算定しております。ただ、なるべく集団接種よりも個人——開業医の先生方から柔軟に対応していただくために余計ちょっと多めに計上させていただいております。

以上です。

○議長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 プレミアム付商品券のほうですけれども、9月の議会が終わった頃に、9月末のほうで検討を始めたということですが、臨時議会を開くのにどれぐらいの日数が必要だと思われて、臨時議会を開くことで何日ぐらい遅れることが見込まれて、何日ぐらい遅れることによって8,200万円分の追加発行がどれぐらい遅れることで、市民の生活にどういった災害的な悪影響が起きると想定されたのか。地方自治法第179条は、災害など物すごい緊急的な時間的余裕がないことが明らかであると認める場合のみ専決処分できるとあるので。もう一つ、臨時議会を開くと本当に時間がかかってしまう、数日間遅らせられない。これをやらなければ市民の生活が守れないと思われて、改めて物価高騰とかおっしゃいましたけれども、再発行することで市民の生活をどうやって——再発行が少し遅れることでどういった悪影響を懸念されたのか、改めてお聞かせください。

2点目です。7万5,000冊を10月末まで売る想定で——全体の75%ではないと思うのですが、追加発行分は75%が売れるだろうと想定されていると思うのですが、7万5,000冊は75%なのですかね、そこをもう一回。どちらも75%売れるだろうという想定でやっているのかどうかをお知らせください。

あと、すみません。売行き状況ですけれども、昨年より10%上がったとおっしゃいましたけれども、実際どれぐらい——9月の追加発行を決めた時点でどれぐらい売れていたのかちょっと。追加発行を決めた時点で、多分、結構売れていたと思うのです。結構売れていなかったら追加発行するという根拠にはならないと思うので、どれぐらい売っていたのか。昨年より10%アップしたといっても分からないので、どれぐらい売っていたのかだけお知らせください。

予防接種のほうですけれども、生後6か月の赤ちゃんから——今4回目の接種率が子供たちは3%くらいですけれども、170万円と100万円が計上されているということは、結構な子供たちの数がこの接種に来るだろうという想定で予算づけされているのかどうか。そこだけお尋ねします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 再質問の1点目の関係ですけれども、言われるとおり、地方自治法にその規定がございます。その中——それより前に今は論点がプレミアム付商品券のみで専決という議論になっていますけれども、先ほど上程の説明で市長が申し上げましたように、低所得者に対する5万円の給付が非常に緊急性を帯びているというところも、その3つの事業が同時期に重なったということの背景がございまして、1点目で5万円の給付のことがございます。

それから、2点目の秋以降のオミクロン株は、市民の皆さんの命に関わることで、

これも緊急性を帯びている。そして先ほど担当課のほうで申し上げた、生活者支援の関係のプレミアム付商品券ということでございます。その3つの公的な事業を専決するに当たりまして、議員がおっしゃるところで、これが全議員が招集に応じるだけの時間的な余裕が要るということで。ただ、それはいろいろな意味を勘案させていただいた中で長が行うというような認定になっていますので、そういったことから先ほどの説明にもありましたように、9月30日に設定をさせていただいたということでございます。

それから、市長部局側のスケジュールも当然でございますので、そういったものを加味しますとそこが一番よろしいだろう、専決だろうということの結論になったということでございます。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 7万5,000冊、75%というお話がありましたけれども、まず当初の段階で要求させていただいた中で、これぐらい売れるだろうと、これぐらい購入いただけるだろうという想定は、我々は75%を一応やはり考えていました。今回の追加についても同じ考え方をしております。あくまでこれについては市民の皆さんが自分のお金をお出しいただいて、そこに我々が若干のお金を足すという考え方になりますので、やはりそこについてはどうしても100%というのは、皆さんの意思がありますので、購入できないと思っていますので、私どもとしましては、前回も今回も75%で想定させていただいているということであります。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 接種の人数ですけれども、基本的には国は希望する者全員に接種をするということで、努力義務を課しておりますので、基本的には全員が打てるだけの金額を用意してあります。ただ、成人につきましては、1回目接種を受けていない方もいらっしゃいますので、その方は抜いてありますし、ある程度の歩留りを想定した中でこの数字を算定しております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 総務部長の答弁なのですけれども、3つの事業が重なったという理由は申し訳ないですけれども、地方自治法第179条の時間的余裕がないことが明らかであると認めるときには、私は該当しないと思ひまして。3つのうちの2つは専決処分で、1つは議会にかけても全然いい話だと思ひるので。全議員とおっしゃいましたけれども、議会は開会する定数がございます。議員が半分要れば議会は開けますので、全議員という表現は適切ではないのかなと思ひます。なので、改めて3つの事業のうち2つを専決、1つを議会にかけてもそれは全然ありだったかなと思ひるのですけれども、その点、いかがでしょうか。

2つ目ですが、生活が困っている人を一緒に助けたいと考えるならば、例えば住民税非課税世帯臨時特別給付金事業、国の事業に市が独自に上乘せしてもいいわけですよ。そうし

たほうが困った人にすぐお金が届くわけです。プレミアム付商品券というのは、現金を持っていなければいけないわけです。現金を持って、現金を持っていない人は換えられないのですから……（何事か叫ぶ者あり）なので、改めてなぜこのプレミアム付商品券事業を9月30日に地方自治法第179条にのっとして専決処分する理由があったのかどうか、最後にお聞かせください。お願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 3つの事業が重なったから直接その理由ということを上上げたのではなくて、3つの事業が重なってそれぞれのいつがいいかという議論の中で、専決というように至ったということでございます。

それから、全議員の皆さんが出席ということではなくて、全議員の皆さんに招集に応じられるだけの時間的な余裕——それはいろいろな、臨時議会ですと急な話ですから、欠席ということもあろうかと思いますが、招集に応じられるだけの時間的な余裕などを考え、それから先ほど言った3つの事業あるいはプレミアム付商品券のスケジュール感、そういったもので最終的にこの認定につきましては長が判断するとありますので、市長に判断していただいたということでございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることに……。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 1点だけお聞かせ願いたいと思います。12、13ページ、接種協力金のことです。前からというか前回からも出しておられますけれども、参考までに教えていただきたいのですが、前回このお金はどのぐらい、どういう割合で各病院さんとか医師の先生方のほうに回ったのかというのをちょっと。もし、数字があれば教えていただきたいと思います。

○議 長 議員、前回のことではない、この質疑のことなので、次から気をつけてください。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 私どものほうで集計しておりますけれども、やはり個々の医療機関の実数になりますと、ちょっとここではお答えを差し控えさせていただければと思っております。すみません。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2点、伺います。15ページ、大きな枠の下から2番目、1つ上のタクシー等借上料です。これについて日程とか場所とかいろいろ変更は受け付けるということで、そういった市民の方も変更をお願いして、そしてそれが家族と一緒にあったり、自宅から近かったり、日程が変更になればそれで済むというような場合もあったと思うのですが、その辺をどういうふうに変更がされて、どう勘案してこの1,900万円を算出したのか。これまでもやっていますので、それを踏まえて今回の金額を出していると思いますので、どのように見たかという点が1点。

2点目は、その下のプレミアム付商品券事業補助金ですけれども、2020年のときには1万冊ぐらい余りまして、紙代も印刷代も無駄になったと思います。その後のプレミアム付商品券発行についてはそういった反省を生かして、一遍に印刷しないで売行きを見ながら印刷していくということがあったと思います。今回は75%ぐらい売れると見込んだということですが、そういった税金が無駄にならないような、これまでの経験を踏まえてどういうふうにその辺を見込んで売り切るというような何か対策を取っての金額なのか。

以上、2点です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 まず、タクシーの件です。予約の変更ですとか、キャンセルとか、そういう連絡をいただいた場合に、会場を変更したりできるかどうかというようなことも含めてでございますけれども、できる限り接種を受ける方の要望に応えられるような配慮はしております。ただ、やはり限られた接種枠の中でなかなか変更というのが困難な場合があります。それで一応タクシーにつきましては、今までの想定の中で2,000回分を計上しております。あと、いろいろタクシー会社の協力も得ながらなるべく受診といいますか、接種を受けていただける方の便宜が図れるような形を取っておるところであります。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 プレミアム付商品券の冊数の印刷のお話ですけれども、当初、8月に販売した段階で人口が5万4,000人ぐらいいるのです。そうすると、1人2冊と考えると10万8,000冊ぐらいを、一応最大で印刷するということになります。その中でやはり75%程度売るとなると約8万冊弱ぐらいになろうかと思うのですけれども、残りがそうすると2万5,000冊から3万冊ぐらいあるのですけれども、今回、今、課長のほうが説明した75%というのが約5万4,000人の75%なので4万500冊ぐらいになろうかと思えます。そのうちの75%、3万冊ぐらいは出るという見込みになりますので、印刷したものは基本的には全部販売させていただいて、もしも足りなければ追加で若干印刷をするという考え方を現在しております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 タクシーのほうは分かりました。

プレミアム付商品券のほうですけれども、第1弾のほうの購入の期限が10月末でしたから、全部、みんなが買う以前にもうこれを決めて、そういった75%というようなことで見込んで追加販売を始めたわけです。ですので、どういうふうに見込んだかというだけではなくて、一遍に印刷をしていないのかどうか。足りなければ印刷すると、今ほど答弁ありましたけれども、最初のもがまだ全部売り終わっていない段階で追加を決めたわけですから、その時点でどれぐらい——印刷したけれどもまだ売れていない分があつて、だから追加はどれぐらい、今の時点で印刷しないと間に合わないなというように踏んでこれをされていると思うのです。その辺をもう少し聞かせていただけますか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 基本的に当初については、10万冊ほど作っていると思っております、私。ただし、その中で全て100%皆さんが購入いただけるとは思っていないので、そこが75%だろうと踏んでいます。ですので、明らかにその段階では実際に残るといって考えていますけれども、そこについては実際にどれくらい売れるかというのは状況の中で75%とは見ていますけれども、これが80%なのか90%なのか、そこは分からないわけです。

では、これを売れる数に合わせて作るとなると、今度は単価がどうしても上がってしまうところがあります。そこについては必ず売り切るといことは心がけたいですけれども、そこはなかなか増版すると単価が変わってきたりするので、やはり最初にある程度は見込まざるを得ないところがあります。その時点では必ず残っていると考えていますし、そのとおりだったと思います。なので、今回それを追加することによってこれはもうきれいになくなりますし、足りない分についてはまた追加はどうしても出てしまうと考えております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第22号報告 専決処分した事件の承認について、反対、不承認の立場で討論に参加させていただきます。

総務部長の最後の答弁が、最後の一言が全てを表していると思います。これは市長が決めたことだとおっしゃいました。専決処分は市長の特権事項です。だから、私もし市長なら、この質疑に関して部下に答えさせることはしません。市長自らが答えなければいけないと思います。

2年前、同じような議案がございました。プレミアム付商品券の追加販売を専決処分したときは市長ご自身で答弁されていまして。私、傍聴席で見えていました。そのとき、佐藤議員が何で議会を開く時間的余裕がなかったのかと。こう答弁しましたよ、市長は。専決処分ですから勝手にやらせてもらっていますと……（何事か叫ぶ者あり）地方自治法第179条、専決処分は議会を招集する時間的余裕がないことが明らかと認めるときに認められた特権事項であり、今回の8,200万円の追加発行分に関して私は、時間的余裕がないとは到底思えない。

議会を開く数日、一週間、十日、どれくらいいつか分からない。それが遅れたからといって、追加発行分が数日間届かなくて遅れたことによって、市民生活にどれだけの影響が出るのでしょうか。ウクライナの物価高騰を理由に挙げられました。生活支援が目的なら住民税非課税世帯臨時特別給付金事業に市独自で上乘せすれば、一番早く困っている人たちに届く。しかも市は、家計急変世帯50世帯を特定できているわけです。この50世帯、今回の新型コ

ロナでとても困っている人たち、50世帯分かっている。だったら、この人たちをまず助けましょうよ。プレミアム付商品券1人1冊やったら、生活に困っていない人も困っている人も単一で助けられるわけです。しかも、困っている人ほど現金を持っていない。困っている人は現金を持っていないということは、1万円を持って買いに行くことができないかもしれない人たちがいる。そういう人たちのことを第一に考えれば、住民税非課税世帯の特別給付金事業に上乘せすればよかっただけの話であります。

さらに、商工会の確定申告に間に合わせられないということが、専決処分の理由になっていることが僕はちょっと信じられないのです。議員必携333ページ、もし招集する時間的余裕があったと思われるのに、町村長が主観的に時間的余裕がないと専決処分したというようなことがあれば、議会としては毅然たる態度で不承認として、町村長に反省を与え、今後戒めるべきである。議会の価値が問われている議案であると思います。

佐藤議員の2年前の反対討論を聞いたとき、私、議員って本当にすごいのだなと。1人の若者が政治の道を志すきっかけになった討論が、この議場でされたということを私は今でも誇りに思っています。私たちのここでの発言が若者を突き動かすこともあれば、若者をこの地に幻滅させることもあるということを認識して、私の反対討論といたします。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、第22号報告、専決第16号 令和4年度南魚沼市一般会計補正予算（第6号）でありますけれども、これについて今回、賛成の立場で討論に参加したいと思っております。

今ほど反対者から、2年前のことについて大変お褒めの言葉をいただいたのですが、状況も、環境と違いますか、そういうのも違うわけですので、今回、賛成の立場での討論とさせていただきますので、ちょっと私の内容も聞いていただきたいと思います。

反対者は、専決処分の是非について話をしていましたし、私もこの専決処分、今話が出ましたように思うところはありますので、このことにまず触れたいと思います。したがって、ちょっと、少しだけ長くなるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

例えば今回のように、予算は市長が作成して議会が議決して成立するものですから、本来から言えば専決処分ではなくて、議題にして議論して、議会の議決を得ることが基本であります。ただ、全てそうはできない場合も現実にあるわけです。それは先ほど黒岩議員のほうからお話ありましたように、第22号報告のかがみのところに書いてあります地方自治法第179条第1項ですね。具体的なども黒岩議員おっしゃいましたけれども、例えば議会が成立しないとき、そして議会を招集する時間的余裕がない、そして議会が議決すべき事件を議決しないときとかでありますね。そういう場合は長の権限であり、長の判断で専決処分をしていいことになっています。これも先ほど黒岩議員がおっしゃっていました。

さらに現行の制度では、議会が専決処分の不承認をしても効果に影響はないとされています。だからこそ、長の専決処分は限定的であるべきだということを、今、黒岩議員はおっし

やったのだと私は自分なりに解釈しています。私もその部分は基本的には本当にそういうふうに思っています。

そこで、一番問題になるのは、議会を招集する時間的余裕がないという解釈であります。そこは災害時であれば、考える余地はないわけでありますけれども、時間的余裕ということから、災害でなくてもそのときの情勢や時間的制約のある制度とか、そのときの情勢、状況によってその解釈は変わってくるものだと私は思っております。

そういう意味で、ちょうど2年前の話も出ましたので、そこにもちょっと触れたいと思います。2年前、6月の議会でしたか、プレミアム付飲食・宿泊券について少し話しますけれども、6月議会で全額一般財源1億1,000万円ですか、プレミアム付飲食・宿泊券を1冊5,000円分を2,500円、100%プレミアムですか、で4万冊だったと思いますけれども、1人10冊までということで、7月4日から販売して3日間で完売しました。買えない人も多く出たり、コロナ禍でむしろまた3密になってしまったり、その後に販売上の問題があったりで、大変大きな混乱があったわけであります。

そういう中で半月後の7月22日に、今度は新型コロナ関連の国の補助金を使ってでありますけれども、1億6,800万円で同じ内容のプレミアム付飲食・宿泊券を追加するという専決処分の承認が出されました。半月ぐらいの経過の中でそういうてんまつもあった商品券ですので、検証が必要であろうし、そういう中ですので、当然議会の議論が必要なのですが、そういう状況の中での専決処分の承認でありましたので、私はその承認はいかなものかということで反対した経緯があります。先ほど黒岩さんがおっしゃったとおりでありますけれども、そういう状況下であったということをちょっと前段、認識していただきたいというところもあります。

では、今回はどうであるかということでもありますけれども、6月議会で議決した地方創生臨時交付金3億円を活用したプレミアム付商品券事業の追加販売の費用であります。したがって、内容は同じです。そして同じく前回の残額も含めて地方創生臨時交付金、総額で8,200万円を活用するわけで、2年前の事例と似ているようにも思いますが、状況は私は大きな違いがあると、2年前に討論に立ったときと、今討論に立っているときと状況は大分違っているということで認識しています。

まず、今回の支援の内容的にでありますけれども、黒岩議員は低所得者の支援にプラスすればいいではないかという、それも1つの案だというふうに、私は素直に感じるところでありますけれども。今回の6月議決の商品券事業と同じ内容であります。7月の臨時会では、新型コロナ対策の関係で高齢者施設、障がい者施設の支援や子育て世帯の支援、そして保育園給食費軽減支援、そして農業者緊急支援などを行っています。

これから議題になります第7号補正では、福祉灯油購入費助成、水道基本料金減免など、電気、ガス、食料品等の価格高騰の支援が補正予算に上がっていますので、市民にとって、先ほど説明がありましたようにウクライナ情勢、そして円安による物価の上昇、また年末が近づいて物入りの季節にプレミアム付商品券を追加することは、商品券の購入期間が延びる

わけですから、内容的には物価高騰の中、コロナ禍の中、この時期の中、生活支援としては私は有効な支援だと感じているところであります。

問題は、専決処分の是非についてでありますけれども、国はコロナ禍の支援がまだ必要だとして臨時交付金を交付します。今回、臨時交付金は先ほど説明がありましたけれども、年度の繰越しができないという制度内容のようであります。そして、まだ続くコロナ禍、また物価上昇の中で年末年始の生活支援は必要だと。そのことに臨時交付金を有効に活用するとなれば、その周知、販売準備等につきましては1か月ぐらいかかるという予測でありますけれども、確かに時間もかかると思います。

まず第一には、予算化して進める必要があるわけでありますので、その辺も考慮しまして、そしてまたあわせて、専決処分の理由にするのはどうかという話もありましたけれども、低所得者への給付金を早めにやる。そして今回、また先ほど言いましたように年末年始を控えての支援、また物価上昇の中での支援、そういうことを併せ考えれば、これも先ほど説明があったことですが、専決処分の必要性、説明のとおりだと思います。

そこら辺を考慮しまして、9月30日に専決処分をしたものであることは、災害時とは違った意味で、この状況の中で時間的余裕はなかったものと私は考えています。したがって、先ほどから黒岩議員が言っている市長と議会の基本姿勢、それは地方自治法第179条第1項にありますように専決処分——本来は議会と市長の議論の中で政策が決定する。予算は提案しても議決は私たちがするという立場に立てば、その専決処分というのは、本当に慎重に扱ってもらわなければならないというのは、私は今でも変わらないスタンスでありますけれども、今回のものに限ってみれば、先ほど言いましたように今回の専決処分は、地方自治法で認めている長の権限であって、そして長の判断で行われる専決処分として、私は今回承認できるものだと判断しているところであります。

この辺、ちょっと理解を、無理やり私の考えに合わせるといっても無理なところがありますけれども、私はこういうふうに思って承認するものだと考えておりますので、どうか皆さんのご賛同をよろしくお願いしたいと思います。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第22号報告 専決処分した事件の承認について（令和4年度南魚沼市一般会計補正予算（第6号））は、提出のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 22 号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議長 長 日程第 6、第 74 号議案 令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 長 それでは、第 74 号議案 令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

本補正予算につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、必要となる支援対策を一層強化するために創設されました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して、南魚沼市独自の支援として緊急に必要な事業の実施に係る経費等について計上するものであります。

まず、生活者への負担軽減支援としまして、生活困窮世帯に対して冬期間の灯油購入費等の一部を助成し、負担軽減の支援を行います。子育て世帯に対しては、保育園・こども園に通う児童の保護者の負担を軽減するため、3歳から5歳児クラスの1号、2号認定児童から徴収しております副食費、及びゼロ歳から2歳児クラスの3号認定児童から徴収している保育料を、いずれも12月から3月分を免除することで、物価上昇に苦しむ子育て世帯の支援としたいものであります。

さらに、物価高騰の影響を受けている市民全体に対する支援として、水道料金の令和 5 年 1 月分及び 2 月分の基本料金を全額免除することといたしました。これによりまして、冬期間におけるエネルギー費用の負担軽減の一助になるものと考えたところであります。

次に、事業者への負担軽減支援であります。これが大変難しい問題であります。高齢者や障がい者が日常生活の維持に欠かすことのできない重要なサービスを、安全・安心・快適に利用していただくことができますように、高齢者施設及び障がい者施設を対象として、エネルギー・食料品価格の高騰分などの支援を第 2 弾として行いたいものであります。

このほか、農業水利施設——これは国営造成施設や県営、また団体営造成施設の維持管理費を負担する土地改良区などに対しまして、電気料金高騰分の支援を行いたいものであります。これは、新潟県と協調して行うという事業になりまして、農業者が構成員となります土地改良区に援助するという事で、間接的に農業者の支援に、直接負担軽減につながっていくというふうに考えてのことでございます。

以上、生活者支援に関する 4 事業に 2 億 146 万円、また事業者支援に関する 3 つの事業に 3,254 万円としまして、総額 2 億 3,400 万円の規模で実施したいものであります。

なお、この財源につきましては国からの臨時交付金をもって充てるもので、不足額については財政調整基金からの繰入れ、また端数につきましては予備費で調整したいものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 8,487 万 5,000 円を追加して、総額を 360 億 4,308 万 2,000 円としたいものであります。

詳細につきまして、総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきまして、

決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第74号議案につきましてご説明申し上げます。8、9ページ、事項別明細書をお願いいたします。2の歳入からでございます。

最初の表、12款2項1目民生費負担金、説明欄、保育園入園費負担金は、このたびの支援策に伴う保育料負担軽減支援事業実施のため、公立保育園及び市で保育料を徴収する公設民営——これは3園でございます。それから私立保育園1園に係る免除分を減額するものでございます。

2番目の表、14款2項1目総務費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今ほどの市長説明にございましたように、南魚沼市独自の緊急に必要な支援に係る7つの事業に対する財源として計上するものでございます。

3番目の表、18款2項1目財政調整基金繰入金は、このたび実施する支援策に臨時交付金だけでは不足する財源を補うものでございます。

最後の表、20款5項2目雑入、説明欄、保育園等給食費は、このたびの支援策に伴う給食費負担軽減支援事業実施のために、公立保育園に係る免除分を減額するものでございます。

以上が、歳入の補正内容であります。

続きまして、10、11ページをお願いいたします。3の歳出でございます。最初の表、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、説明欄最初の丸、福祉灯油購入費助成事業は、生活困窮者世帯に対する灯油購入費の補助でございます。原油高騰等に伴う灯油と燃料費の影響を鑑み、厳しい生活状況にある生活困窮世帯に対しまして、緊急的に灯油購入費の一部を助成することにより、冬期間の生活支援を行うものでございます。

内容は、9月30日現在で南魚沼市に住民登録がある市民のうち、令和4年度住民税非課税世帯及び家計急変世帯——最大推計4,650世帯としております。これに対しまして、1世帯当たり5,000円を支給するものでございます。

説明欄次の丸、高齢者施設緊急支援事業費は、高齢者やサービスを必要とする市民の日常生活の維持に欠かすことのできない介護サービスを提供する対象施設に、燃料費の上昇分を支援し、安定的なサービス提供と継続を図ることが重要であることから、エネルギー・食料品価格の高騰などの支援を第2弾として行うものでございます。

第1弾と同じく、入所系、通所系、訪問系等の区分によりまして算出された計数に、基準額を乗じて補助金として交付するものでございます。

説明欄次の丸、障がい者施設緊急支援事業費も同様に、対象施設に対しまして第2弾として行うもので、基準額内訳は今ほどの高齢者施設と同様でございます。

2番目の表、3款民生費、2項3目児童福祉施設費、説明欄最初の丸、保育園等給食費負担軽減支援事業費は、物価上昇に苦しむ子育て世帯の負担軽減を図るため、1号、2号認定——3歳から5歳児クラスの副食費12月から3月分を免除するもので、公設民営が3園、私

立認定こども園が5園、私立保育園——これはたんぼぼが1園です。地域型保育園——小規模わかば保育園の1園、管外委託3園に対する分で、補助金として交付するものでございます。

説明欄次の丸、保育園等保育料負担軽減支援事業費も同様に、物価上昇に苦しむ子育て世帯の負担軽減を図るため、3号認定児童——これはゼロ歳から2歳児クラスになりますが——これの保育料12月から3月分を免除するもので、備考欄に記載のとおり管外施設2園には委託料として、私立認定こども園5園、地域型保育園1園には、負担金として措置するものでございます。

なお、左側の10ページ。補正額の財源内訳のその他の欄に三角で4,850万円、これは歳入で説明申し上げました公立保育園に対する給食費分の880万円と、公立保育園、公設民営3園、私立保育園1園においての、市が徴収する保育料分3,970万円の合計でございます。

最後の表、4款衛生費、4項1目上水道費、説明欄丸、上水道事業対策費（事業会計繰出金）は、市民全体への支援として、物価高騰の影響が特に顕著となる冬期間におけるエネルギー費用の負担軽減を図るもので、水道料金の1月分と2月分の基本料金の全額免除に要する費用を繰り出すものでございます。

続いて、12、13ページをお願いいたします。最初の表、6款農林水産業費、1項5目農地費、説明欄丸、農業団体等緊急支援事業費は、農業者が構成員となる土地改良区に補助することで、農業者等への負担軽減を図るもので、農業用水利施設の維持管理費を負担する土地改良区等に対して、電気料金高騰の支援を新潟県と協調して行う費用の計上でございます。

最後の表、14款1項1目予備費は、歳入歳出差額の調整を行うものでございます。

以上で、第74号議案の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 11ページ、水道についてお聞きしたいのですが、これをやるのはいいなという考えがあるのですが、同時にちょっと確認したいのは、リゾートマンションに対しても値引いてしまうわけですよ、ですよ。それで、例えば2,000万円とかそういう可能性もあるわけです。幾らぐらいなのかはちょっと私も分かりませんが、それをどうという理由でやっているかどうか分からないで減免されたというのは、政策としてちょっともったいないのではないかと。1,000万円とか2,000万円という数字にだってなるのだと思う。そんなにならないかもしれないですけども、そのくらいかなと私が勝手に想像しているのです。これのアナウンスというか、1億円……今のうちこれをするのはちょっと……何か方法がないのでしょうかねというふうな。マンションだけを、リゾートマンションはまた別の施設だからそれは避けるとか、例えばそういうのはできないのかというのが1点と。

やはりせつかなので聞いてみたいのが、政策としていい点はあるのですが、例えば1人でも5人でも、減免は約5,000円という感じですよ。これが公平かということになると、ちょっと疑問点もあるわけです。いっぱい家族がいるほうがかかる点もあるわけで

すから、そういう点はどういうふうにして考えていたのかという、政策を考える上に一つお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 次の議案にも関わるところですけれども、質問がありましたのでお答えします。リゾートマンション分ということですが、今回の水道料金については、今、区分け的には市民のほうに載っていますけれども、今回の減免については使用者、事業者ともに、私たちの契約をいただいている方全ての基本料金を減免するという形になります。

リゾートマンションあたりはどうかということですが、契約者の立場といいますか、色と言うとちょっと言葉が悪いですが、それぞれ区分するのではなくて、契約をいただいている方の基本料金を単純に減免するという、難しいシステムを組むのではなくて、単純な考えの中で基本料金を減免するという形です。

あと、2点目のほうですけれども、人数によってどうかという話も確かにあるのですが、水道料金の発生が世帯で決まっております。一契約というのは1世帯ごとの契約になっておりますので、その中の基本分を減免するという形で統一感を取りたいということです。

以上です。

○議 長 多分、牧野議員の質問はそうではないと思うので、執行部。

総務部長。

○総務部長 2点目の世帯人員が違うのに基本料金だけの減免はなぜなのかということかと思いますが、政策的に今回はもう人数によって割り振り云々というのがなかなか難しいところがありまして、あくまでも基本料金——確かに議員が言われるように1人の世帯もあれば5人、4人の世帯もございしますが、これは基本料金のみということに注視しましてさせていただくと。確かに平等性の意味では違う政策もあるかと思いますが、今回は基本料金というところに注視して減免ということにさせていただきたいということでございます。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 政策的に分かりやすい政策だとも思うのです。例えば光熱費が高くなったから、ではそれを市で負担してというのは、非常に説明しやすい点もあるのですが、ただ同時に、ちょっとリゾートマンションを排除するシステムを組むのが面倒だというのは、ある意味・・・いるなと思うのですが、それはちょっと残念だなという思いがあるので。

ただ、ここで例えば5,000円だったら、例えばですよ、市のほうはちゃんとこれは減免したのだから、南魚沼市に来てお金を使ってくださいねとか、例えばそういうふうなアナウンスをして、元を取ると言っただけ悪いですが、そういうふうな考え方もやっていったほうが——これはこっちよりもそっちのほうに言っているのですよね。そういう点をしっかりと——例えば来年のまたマンションの固定資産税をやるときに、今年1月、2月の水道料金が安かったのはこういう政策をしていたのですよとか、その代わりいっぱい南魚沼市に来て

くださいよ、皆さんのことを考えていますよとか、そういうふうなアナウンスとかはどうやってするのですか。

市民には市民で市報みなみ魚沼を通して言ったりとか、いろいろな政策のあれでできますけれども、そういう方たちに対してもやっていくべきではないのかなと思うのですが、それを。

○議 長 総務部長。

○総務部長 確かに政策的に非常に貴重なご意見でございますので、そういったアナウンスも含めまして政策展開していければと思います。検討させていただきます。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 すみません。牧野議員と同じところになるのですけれども、大体、今、話を聞いて分かるところは分かるのですけれども。例えばですが、事業者にも、業者さん、法人さんも入るわけですから、飲食店さんとか旅館業の人たちはいいと思うのですが、例えばあまり今回影響を受けていない業種もあるわけで、そこにまで支援をするという考え方は、全体的なのかもしれませんが、そういうのはちょっとどう——私は支援という意味ではどうかと思うところがあります。

そして、もう一つですけれども、これは個人ならある程度仕方ないのですけれども、特に業者の場合、市税もしくは固定資産税とかいろいろ税金ありますけれども、納めていない、滞納があるところまで対象にするのかどうか。そのところも教えていただきたいと思えます。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 1点目、影響がない業者もいるのではないかということについてですけれども、確かに各業者でこの景気の中で儲かっている業者さん、儲かっていない業者さん、確かに種類はあるかと思えます。ただ、このたびの水道料金の減免については、先ほど答弁しましたようにあくまでもシンプルに考えると。基本料金の点で減免するという形で、スポットはもう基本料金ですという形で、全市民、全契約者を対象にしているということです。

あと、滞納者ということですが、これについても相手の契約者の状況を見て判断するのではなくて、あくまでも契約者全部という形で考えております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 なかなか一つ一つを見て、これは駄目、これはいいというのが難しいのは分かるのですけれども、やはり基本的に——困窮世帯というのはしようがないと思うのです。市税をどうしても滞納してしまっているところに、本来こういう支援はあるべきだと私も思うのです。ですが、やはり法人においてはそういうところも今後、またやるときは考えていただかないと、やはりせっかくの税金を投入して支援するわけですから、その資格というのもちっと考えていかなければいけないかと思うのですけれども、その点、最後どうで

すか。お願いいたします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 この辺のターゲットをどこにするかというのは、非常に難しい問題であるとは考えています。ただし、今の時点としては、なるべくシンプルな形で制度を実行したいということで考えています。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 74 号議案 令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 7 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 74 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 75 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 75 号議案になります、令和 4 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援として、水道料金の政策的減免を行うものであります。

減免内容は、水道料金の令和 5 年 1 月分と 2 月分の基本料金を全額免除することとし、総額 1 億 1,900 万円規模としております。

これに伴う水道料金の減収分は、国の価格高騰重点支援地方交付金を活用して、一般会計からの繰出金により全額補填することといたしたいと思っております。

詳細につきましては、上下水道部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきまして、決定をいただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 第 75 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、詳細な説明を申し上げます。議案書 3 ページの実施計画をご覧ください。

収益的収入及び支出の、収入の補正となります。1款1項の営業収益のうち、給水収益を減額し、この料金の減収補填として、1款2項の営業外収益のうち、他会計補助金を増額をするものです。

差額の1,032万円は消費税相当額であり、一般会計からは税を除いた純損失となる全額を繰り入れるものです。

なお、減免対象者は、国や地方公共団体が管理する公的機関——これは行政庁舎や学校になるわけですが——これを除いた全使用者、全事業者になるものです。

以上で、第75号議案の詳細説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第75号議案 令和4年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 これをもって、令和4年第2回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

〔午後2時51分〕